

宮津市公報

令和5年6月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

- 21 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例…………… 1

告 示

- 82 宮津市議会臨時会の招集…………… 1
83 宮津市中学卒業・夢未来応援金支給要綱…………… 1
84 令和5年度宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱…………… 2
85 令和5年度宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱…………… 5
86 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（喜多下自治会）…………… 7
87 宮津市議会定例会の招集…………… 7
88 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（上司自治会）…………… 7
89 地籍調査の実施…………… 7
90 自治功労者等の表彰…………… 8
91 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業実施要綱…………… 8

公 告

- 15 公示送達…………… 10
16 農用地利用集積計画の縦覧…………… 10
17 宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項…………… 10
18 公示送達…………… 13
19 宮津市営住宅入居者の公募…………… 13
20 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況…………… 14
21 令和4年度情報公開制度運用状況…………… 14

教 育 委 員 会

《告 示》

- 10 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 16

《訓 令》

- 1 宮津市立学校ハラスメントの防止等に関する規程…………… 16

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 21 有権者総数の50分の1の数…………… 22
22 有権者総数の3分の1の数…………… 22
23 有権者総数の6分の1の数…………… 22

農 業 委 員 会

《告 示》

- 7 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 22

条 例

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年5月9日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第21号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例
宮津市議会委員会条例（平成3年条例第27号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第5号中「6人」を「7人」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第82号

令和5年第3回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。
令和5年5月2日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 期 日 令和5年5月9日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 議長の選挙
 - (2) 宮津与謝消防組合議会議員の選挙

* * *

宮津市告示第83号

宮津市中学卒業・夢未来応援金支給要綱を次のように定める。
令和5年5月10日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市中学卒業・夢未来応援金支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める義務教育を終了（以下「中学卒業」という。）し、進学、就職等する子どもたちの夢ある未来を応援するため、宮津市中学卒業・夢未来応援金（以下「応援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 応援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、中学卒業する児童（以下「対象児童」という。）の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の保護者をいう。）及び同法第6条の4に規定する里親（以下「保護者等」という。）で、当該対象児童が中学卒業する年度の1月1日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める者を支給対象者とする。
 - (1) 基準日以後に当該支給対象者が死亡した場合（当該支給対象者が給付金の支給を受けていない場合に限る。） 当該支給対象者が死亡した日以後の当該支給対象者に係る対象児童の保護者等
 - (2) 前項に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該支給対象者と生計を別にしていない当該支給対象者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）であって、次に掲げる要件のいずれかを満たしていると市長が認めた場合 当該配偶者

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書及び親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

ウ 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

（応援金の額）

第3条 応援金の額は、対象児童1人につき5万円とする。

（支給申請）

第4条 応援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象児童が中学卒業する年度の3月31日までに、宮津市中学卒業・夢未来応援金支給申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（支給決定）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第6条 支給対象者から第4条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が応援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、応援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により応援金の支給を受けた者に対し、支給を行った応援金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 応援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、宮津市中学卒業・夢未来応援金支給申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度以降に中学卒業する児童に係る応援金について適用する。

2 令和4年度に中学卒業する児童に係る第4条の規定の適用については、同条中「対象児童が中学卒業する年度の3月31日」を「令和5年9月30日」とする。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第84号

令和5年度宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱を次のように定める。

令和5年5月10日

宮津市長 城崎雅文

令和5年度宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱
（趣旨）

第1条 この要綱は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和5年4月10日付けこ支家第13号子ども家庭庁支援局長通知）に基づき、食費等の物価高騰の影響を受け、家計が悪化している低所得のひとり親世帯の生活を支援するため、ひとり親世帯生活支援特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第2号又は第3号に該当する場合であっても、令和5年度宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱（令和5年告示第85号）に基づき支給される給付金の支給を既に受けている者又は市長が支給を決定した者については、支給対象者には含まないものとする。

- (1) 令和5年3月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされているものを除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされているもの（以下「法第13条の2支給停止者」という。）又は法第6条の規定による認定を受けた場合には法第13条の2の規定による児童扶養手当の全部又は一部を支給しないことが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和3年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの（以下「公的年金給付等受給者」という。）

<p>1 当該者（法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。）</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）</p>
<p>2 当該者（1に規定する養育者に限る。）</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>
<p>3 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあつては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>

- (3) 第4条の規定による申請時点において、令和5年3月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定による認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であつて、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額について、前号の表の左欄に掲げる者ごとに同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情

にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）

(4) 第2号又は第3号に該当する者であっても、令和5年度宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱(令和5年告示第85号)に基づき支給される給付金の支給を既に受けている者又は市長が支給を決定した者については、支給対象者には含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める者を支給対象者とする。

(1) 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）が令和5年3月1日以後に死亡した場合（当該者が給付金の支給を受けていない場合に限る。） 当該者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者

(2) 公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）が令和5年3月28日以後に死亡した場合（当該者が給付金の支給を受けていない場合に限る。） 当該者の監護等児童であった者

(3) 家計急変者が第4条の規定による申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合 当該者の監護等児童であった者

（給付金の額）

第3条 給付金の額は、支給対象者1人につき5万円とする。ただし、監護等児童が2人以上である場合は、これに監護等児童のうち1人以外の監護等児童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。

（支給申請）

第4条 公的年金給付等受給者及び家計急変者で、給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年2月29日までに、宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（支給決定等）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

2 市長は、児童扶養手当受給者に対して、給付金の支給を決定し、通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、市長に対して、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第6条 第4条に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備等による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他の不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱の廃止）

2 宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱（令和3年告示第95号）は、廃止する。

* * *

宮津市告示第85号

令和5年度宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱を次のように定める。

令和5年5月10日

宮津市長 城崎雅文

令和5年度宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和5年4月10日付けこ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）に基づき、食費等の物価高騰の影響を受け、家計が悪化している低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次条に規定する対象児童を養育する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱（令和3年告示第105号。以下「令和4年度給付金支給要綱」という。）に基づいて令和4年度に支給された給付金（以下「令和4年度給付金」という。）の支給対象者である者（以下「令和4年度給付金支給対象者」という。）
 - (2) 前号に該当する者以外の者のうち、食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、市町村民税均等割（特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていないもの又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者と同様の事情があると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合（給付金の支給を受けていない場合に限る。）には、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る給付金の支給を受ける者として適当と認められる者を支給対象者とする。
- (1) 令和4年度給付金を受給した者（以下「令和4年度給付金受給者」という。）のうち、児童手当等受給・非課税者（令和4年度給付金支給要綱第2条第2項第1号に規定する者をいう。以下同じ。）が令和4年4月1日以後に死亡した場合
 - (2) 令和4年度給付金受給者のうち、新規児童手当等受給・非課税者（令和4年度給付金支給要綱第2条第2項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）が支給対象者に該当することが確認された日の翌以後に死亡した場合
 - (3) 支給対象者のうち、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の者が第5条の規定による支給申請後、当該者に対する支給が行われるまでの間に死亡した場合
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金を支給しない。
- (1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第3条第3項第1号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
 - (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者
 - (3) 法人

(対象児童)

第3条 給付金の額の算定対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、平成17年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づき支給されるものをいう。以下同じ。）の支給額

の算定の基礎となっている者については、平成15年4月2日。また令和4年度給付金の支給額の算定基礎となっている者については、平成16年4月2日（施行令別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日）から令和6年2月29日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。

- 2 既に支給の決定がされている令和5年度宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱（令和5年告示第84号）に基づき支給される給付金又は当該給付金の額の算定対象とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。
- 3 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当（児童手当法に基づき支給されるものをいう。以下同じ。）の受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当の受給者に係る対象児童から除かれるものとする。
- 4 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、令和4年度給付金支給要綱第2条第1項第1号ウに規定する新規児童手当受給者に係る対象児童とし、同号エ新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき5万円とする。

（支給申請）

第5条 その他の支給対象者で、給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年2月29日（令和6年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者については、令和6年3月15日）までに、宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 令和4年度給付金支給対象者は、前項の規定による申請を要しない。

（支給決定等）

第6条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、令和4年度給付金受給者に対して、給付金の支給を決定し、通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、市長に対して、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第7条 第5条に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 申請書の不備等による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第8条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱の廃止）

- 2 宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱（令和3年告示第105号）は、廃止する。

————— * * * —————

宮津市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和元年12月20日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 喜多下自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 智原芳明
- 3 変更年月日 令和5年4月28日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和5年5月11日

宮津市長 城崎雅文

————— * * * —————

宮津市告示第87号

令和5年第4回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。
令和5年5月22日

宮津市長 城崎雅文

- 1 期日 令和5年5月29日
- 2 場所 宮津市議会議事堂

————— * * * —————

宮津市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 上司自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 大内美次
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和5年5月23日

宮津市長 城崎雅文

————— * * * —————

宮津市告示第89号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定による国土調査としての指定を受けた地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。
令和5年5月23日

宮津市長 城崎雅文

- 1 国土調査として指定された年月日 令和5年5月22日
- 2 調査を実施する者の名称 宮津市

3 調査地域	宮津市府中地区
4 調査期間	令和5年5月23日から令和6年3月31日まで
	* * *

宮津市告示第90号

宮津市表彰条例（昭和33年条例第2号）第1条の規定により自治功労者及び篤志家として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

令和5年6月1日

宮津市長 城崎雅文

自治功労者	功績
小谷 淳一	公平委員
溝口 喜順	自治会長
篤志家	
四方 祥樹	金員の寄附

* * *

宮津市告示第91号

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和5年6月1日

宮津市長 城崎雅文

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増によって様々な困難に直面した者が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、臨時的な措置として実施する令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（給付金の支給）

第2条 市長は、令和5年6月1日（以下「基準日」という。）から令和5年11月15日（第2号に掲げる世帯にあっては、令和5年12月31日）までの間において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、同法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの自治体の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主に令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を支給する。

- (1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯
 - (2) 前号に該当する世帯以外の世帯のうち、予期せず令和5年1月から令和5年12月までの間の家計が急変し、同一の世帯に属する者のうち令和5年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和5年1月から令和5年12月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯には、給付金を支給しないものとする。

- (1) 給付金の支給を受けた世帯（他の自治体から給付金と同様の支給を受けた世帯を含む。）に属する者を含む世帯
- (2) 基準日の翌日以後の住民票の異動により、別世帯とする世帯の分離の届出があったものは同一

- 世帯とみなし、いずれかの世帯に対し給付金を支給した場合のその他の世帯
- (3) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
 - (4) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯
- (給付金の額)

第3条 給付金の額は、1世帯につき3万円とする。

(受給権者)

第4条 給付金の受給権者である世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）を受給権者とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定めるものとする。

(支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書（以下「確認書」という。）又は令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請書兼請求書（以下「申請書」という。）を令和5年11月30日（第2条第1項第2号に掲げる世帯にあっては、令和6年1月15日）までに市長に提出しなければならない。

(代理人による支給申請)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
 - (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 代理人が確認書を提出するときは、受給権者は確認書の委任欄に記載し、支給の申請をするときは、申請書に加え、原則として受給権者による委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 市長は、第1項第1号の規定による代理人にあっては、住民基本台帳により代理権を確認するものとし、同項第2号又は第3号の規定による代理人にあっては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給決定等)

第7条 市長は、第5条の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の適否を審査し、当該申請者に対し、給付金を支給する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 受給権者から第5条に規定する期限までに確認書の提出又は申請書による申請が行われなかった場合は、受給権者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、確認書又は申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書又は申請書の補正が行われず、受給権者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、給付金の支給を受けた後に受給権者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、確認書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第15号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和5年5月12日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第16号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和5年度農用地利用集積計画（令和5年5月9日付け宮農委第14号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和5年5月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和5年5月15日

至 令和5年6月1日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第17号

令和5年度宮津市職員採用試験【前期試験】を次のとおり実施します。

令和5年5月19日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

(1) 試験区分、受験資格

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和6年3月末日までに卒業見込みの方 ※ただし、令和6年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。
土木技術職	次のいずれかに該当する方 ①昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は令和6年3月末日までに卒業見込みの方 ※ただし、令和6年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。 ②昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方で、民間企業等で職務経験（土木関係の設計業務、施工管理等の業務に限る。）がある方

保健師	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（令和6年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）
-----	---

※ 「保健師」において、免許等を取得見込みで受験した方が、令和6年3月末日までに免許等を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

(2) 採用予定者数

試験区分	採用予定者数
一般事務職	若干名
土木技術職	若干名
保健師	若干名

2 試験の日時及び場所

区分	第1次試験	第2次試験	第3次試験
日時	令和5年7月16日(日) 午前9時00分(午前8時50分集合)	令和5年8月中旬	令和5年8月下旬
場所	宮津市福祉・教育総合プラザ (宮津シーサイドマートミップル内)	—	宮津市役所

※ 受験人数の状況により、会場等を変更する可能性があります。

3 試験方法及び内容

(1) 1次試験

○試験科目・試験方法・内容

基礎試験 (いずれかの試験を選択)	【一般教養試験】 マークシート方式・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈に関する一般知能
	【SPI試験】 マークシート方式・試験時間1時間50分 言語能力及び数的情報、論理的思考力を必要とする非言語能力の測定等
自己アピール試験	自らの経験や意欲等をアピールする記述・試験時間30分
提出書類	自己アピールシート(様式指定)に記入の上、1次試験当日に1部持参

(2) 2次試験

WEB面接(Zoom使用)

※WEBでの対応が困難な場合は、別途対応いたします。

(3) 3次試験

個別面接(最終面接)

4 合格発表

区分	発表の時期及び方法
第1次合格発表	7月下旬(予定)
第2次合格発表	8月下旬(予定)
最終合格発表	9月上旬(予定)

宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。

※ 電話による可否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登録し、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、令和7年3月31日までです。

6 採用予定年月日

令和6年4月1日

※ 既に基準学歴の学校を卒業している方又は資格職で既に資格を有する方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、令和5年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

提出書類	①受験申込書（写真は、申込前6か月以内に撮影した上半身前向き） ※基礎試験において受験する試験（一般教養試験またはSPI試験）を選択して申込みしてください。 ②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書 ③最終学年までの成績証明書 ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。 ※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書を提出してください。 ④保健師免許状の写し（保健師受験者のみ。） ※取得見込で受験される方は受験申込時には不要。
提出方法	封筒の表に「職員採用試験」と朱書き、郵送してください。
申込先	宮津市役所 総務部 総務課 職員係（本館3階）

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上提出することもできます。

(ホームページアドレス <https://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

8 受験申込みの受付期間

令和5年5月19日(金)から令和5年6月26日(月)まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、6月26日(月)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受験票は、募集期間終了後、受験申込書に記入されたメールアドレス宛てに送信します。第1次試験日当日は、受験票を印刷の上、ご持参ください。7月7日(金)までにメールが届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体等に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。なお、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

・拡大鏡の使用、ルーペの持込み、人口内耳の装用、補聴器の使用、車椅子の使用は可能です。

9 給与等

(令和5年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	185,200円	167,100円	154,600円

※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区 分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び 総合得点	各合格発表の 日から2週間	宮津市役所本館3階（総務 部総務課職員係） （土曜日、日曜日及び祝日 を除く、午前8時30分から 午後5時15分まで）
第2次試験		総合順位		
第3次試験				

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手 345 番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121 内線 231・232

【参考】

地方公務員法第16条（抄）

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

* * *

宮津市公告第18号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和5年5月24日

宮津市長 城崎雅文

（以下掲示済）

* * *

宮津市公告第19号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和5年5月26日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃（円）	戸数	規格
宮村上	宮津市字宮村	21,300～41,900	1	2DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,400～32,300	2	3DK
		10,200～20,100	1	2DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係受付

(本館1階)に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

(1) 期 間 令和5年6月1日(水)から令和5年6月15日(水)まで

(2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 令和5年8月下旬

* * *

宮津市公告第20号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年5月26日

宮津市長 城崎雅文

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

閲覧請求機関の名称又は閲覧者	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省 自衛隊京都地方協力本部長	自衛官等の募集のため適齢者情報の収集を行う。	令和5年2月7日	平成17年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた男女148人

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧請求機関の名称及び代表者氏名 (閲覧委託者又は機関名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社日本エム・アールビジネス 代表取締役 榎谷 忠則 (京都府政策企画部総合政策課)	「令和4年度京都府民の意識調査」の調査対象者を抽出する。	令和4年4月21日	市内全域の満18歳以上の男女計85人
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久 (消費者庁 長官 新井 ゆたか)	「令和4年度消費者意識基本調査」の調査対象者を抽出する。	令和4年9月21日	15歳以上の宇須津の男女計25人
株式会社日本エム・アールビジネス 代表取締役 榎谷 忠則 (京都府政策企画部総合政策課)	「令和4年度京都府子育て環境日本一推進のための府民意識等調査」の調査対象者を抽出する。	令和5年2月8日	府中、吉津、宮津地域の満20歳以上49歳以下の男女計76人

* * *

宮津市公告第21号

宮津市情報公開条例(平成12年条例第56号)第21条の規定により、令和4年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和5年5月31日

宮津市長 城崎雅文

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況						計	取下げ
		開 示		不開示	存否応答拒否	不存在等			
		全部開示	部分開示						
市長	33	29	16	13	1	0	3	33	0
教育委員会	1	0	0	0	0	0	0	0	1
選挙管理委員会	1	1	0	1	0	0	0	1	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	9	5	5	0	0	0	3	8	1
合 計	44	35	21	14	1	0	6	42	2

注 「請求件数」とは、宮津市情報公開条例第4条第1項の規定により開示請求のあったものうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間の請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第10号

令和5年第7回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月18日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和5年5月25日（木）午後9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第1号

庁中一般

各教育機関

宮津市立学校ハラスメントの防止等に関する規程を次のように定める。

令和5年5月25日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

宮津市立学校ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、宮津市立学校に勤務する府費負担教職員（以下「職員」という。）がセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントを引き起こすことによる、児童生徒の心身に対する悪影響、宮津市の教育に対する市民の不信、職員の勤務環境及び児童生徒の学習環境（以下「勤務・学習環境」という。）が害されること等の事態の発生を未然に防ぐとともに、万一、当該事態が発生した場合においては、適切に対応することによってその行為を制止し、信頼される教育行政の確保、職員及び児童生徒の利益の保護並びに職員の十分な勤務能率の発揮に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの総称をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 職員が他の職員や児童生徒を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員や児童生徒を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため職員や児童生徒の勤務・学習環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受け、又は児童生徒が心身に被害を被ることをいう。
- (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職員が妊娠等をしたこと（妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと若しくは能率が低下したこと又は不妊治療を受けることをいう。以下同じ。）に関して当該職員の勤務環境を害するような言動及び職員の制度等の利用（別表第1に掲げる制度又は措置の利用をいう。以下同じ。）に関して当該職員の勤務環境を害するような言動をいう。
- (5) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務や指導上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員や児童生徒に対し精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員や児童生徒の人格若しくは尊厳を害し、又は職員や児童生徒の勤務・学習環境を害することとなるものをいう。

(校長の責務)

第3条 校長は、職員がその能力を十分に発揮でき、児童生徒が安心して学習・生活を行える勤務・学習環境を確保するため、ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 校長は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員や児童生徒が学校において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、ハラスメントをしてはならない。また、次の各号に定めるところに従い、常にハラスメントに対して十分に認識して行動するよう努めなければならない。

(1) ハラスメントをしないために職員が認識すべき事項 ハラスメントをなくすためには、意識や心構えが重要であることから、職員は常にこれらの認識をしておく必要があり、具体的には別表第2に掲げるような認識を持つことが大切である。

(2) 職場の構成員として良好な勤務・学習環境を確保するために認識すべき事項 学校は一般の職場環境と異なり、児童生徒の教育の場であることに注意する必要がある。勤務・学習環境はその構成員である職員の協力の下に形成される部分が大いことから、ハラスメントにより勤務・学習環境が害され、ひいては教育の場として望ましくない状況が生じることを防ぐため、職員は、別表第3に掲げる事項について、配慮するよう努めなければならない。

(3) ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる事項 職員は、自らがハラスメントを受けた場合又は他の職員や児童生徒がハラスメントを受けたことを認知した場合は、被害を深刻にしないため、別表第4の事項について認識しておくことが望まれ、また別表第5のような行動をとるよう努めることが望まれる。

(4) 懲戒処分 ハラスメントの行為者とされた職員については、公正な調査によりその事実が確認された場合、信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行等に該当して、懲戒処分を受けることがある。

2 校長、教頭は、良好な勤務・学習環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合、妊娠、出産、育児若しくは介護に関するハラスメントが生じた場合又はパワー・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(研修等)

第5条 校長は、ハラスメントの防止等のため、所属職員に対し、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るよう努めなければならない。

(他任命権者との連携)

第6条 職員が他の任命権者に属する職員（以下「他任命権者の職員」という。）からハラスメントを受けたとされる場合には、当該他任命権者の職員に係る他任命権者に対し、当該他任命権者の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他任命権者の職員に対する指導等の対応を行うよう求めることとする。

(苦情相談への対応)

第7条 宮津市教育委員会は、ハラスメントに関する苦情相談がなされた場合に対応するため、次のとおり、苦情相談窓口を設置する。

(1) 苦情相談窓口 宮津市教育委員会事務局学校教育課内

(2) 苦情相談に対応する者（以下「相談員」という。） 教育長が指名する職員

(3) 苦情相談窓口の開設日及び時間等は、教育次長が別に定める。

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認、当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、人事院指針（「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情相談に対応

するに当たり留意すべき事項についての指針」及び「パワー・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」)に十分注意しなければならない。

3 苦情相談に対応した相談員は、苦情・相談記録簿により、その内容を記録するものとする。
(苦情相談の処理)

第8条 前条の規定により苦情相談窓口で苦情相談があった場合は、教育委員会事務局学校教育課において、速やかに次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 複数の課職員により事実関係の調査及び確認を行う。
- (2) 事案の内容又は状況から判断して、必要と認めるときは、次条に規定する苦情処理委員会にその処理を依頼する。

(苦情処理委員会の設置)

第9条 ハラスメントに関する苦情相談に対し適正に対応するため、苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、ハラスメントに関する苦情相談のうち前条の規定によりその処理を依頼された事案について事実関係を調査するとともに、その対応措置を審議し、必要な指導助言を行うものとする。

- 3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は、教育次長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員は、教育次長、学校教育課長、総括指導主事、参事の職にある者をもって充てる。
- 6 前項の規定にかかわらず、委員長は、特に必要と認められた者を、委員に選任することができる。
- 7 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 8 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(プライバシーの保護等)

第10条 苦情処理に当たっては、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、苦情相談を行った者が苦情相談を行ったことにより不利益を被らないよう留意しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年5月25日から施行する。

別表第1(第2条関係) 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用

妊娠若しくは出産に関する制度又は措置の利用	危険有害業務の就業制限 深夜勤務・時間外勤務の制限 妊産婦健康診査休暇 業務軽減 妊婦の休息时间 妊婦の通勤緩和 産前休暇 産後休暇 配偶者の出産休暇 妊娠障害休暇 不妊治療休暇
育児に関する制度又は措置の利用	育児休業 部分休業、部分欠勤 育児短時間勤務 育児時間 深夜勤務の制限 時間外労働の免除又は制限 男性育児休暇 子育てを行う教職員の休暇
介護に関する制度又は措置の利用	介護休暇 介護時間 深夜勤務の制限

時間外労働の免除又は制限
短期介護休暇
介護欠勤

別表第2（第4条関係）ハラスメントをしないために職員が認識すべき事項

具 体 的 内 容

- 1 職員間のハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。
児童生徒や教育実習生など職員がその職務に従事する際に接することとなる職員以外の者との関係にも十分注意する必要がある。
- 2 職場におけるハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。
例えば、対職員であれば歓送迎会等の勤務時間外の「懇親の場」や職員寮・通勤中等、対児童生徒であれば部活動の対外試合中等、学校以外の場において、職員が他の職員あるいは児童生徒に対してハラスメントを行うことは、学校における人間関係を損ない、勤務・学習環境を害するおそれがあることから、場所・時間にかかわらず注意することが必要である。
- 3 セクシュアル・ハラスメントをしないようにするためには、職員が次の各事項について十分認識する必要がある。
 - (1) 意識の重要性
 - ア お互いの人格を尊重しあうこと。
 - イ お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。（職員の場合）
 - ウ 相手を性的な関心の対象として見る意識をなくすこと。
 - エ 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。
 - (2) 基本的な心構え
 - ア 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。
 - ① 親しさを表すつもりの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
 - ② 不快に感じるか否かには個人差があること。
 - ③ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
 - ④ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思いこみをしないこと。
 - イ 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
 - ウ ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。
ハラスメントを受けた者が、職場の人間関係、教師と児童生徒との立場の違い等から拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。
- 4 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないために、次の事項について十分認識しなければならない。
 - (1) 基本的な心構え
 - ア 妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動（不妊治療に対する否定的な言動を含め、他の職員の妊娠、出産、育児又は介護の否定につながる言動（当該職員に直接行わない言動も含まれる。）をいい、単なる自らの意思の表明を除く。）は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの原因や背景となることについて十分認識しなければならない。
 - イ 仕事と妊娠、出産、育児又は介護とを両立するための制度又は措置があること。
 - (2) 校長等が認識すべき事項
 - ア 妊娠した職員がつわりなどの体調不良のため勤務ができないことや能率が低下すること、制度等の利用をした職員が正規の勤務時間の一部を勤務しないこと等により周囲の職員の業務負担が増大することも妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの原因や背景となること。
 - イ 業務体制の整備など、職場や、妊娠等をし又は制度等の利用をした職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講ずること。例えば、業務体制の整備については、妊娠等をし、又は制度等の利用をした職員の周囲の職員への業務の偏りを軽減するよう、適切に業務分

- 担の見直しを行うことや、業務の点検を行い、業務の効率化等を行うものとする。
- (3) 妊娠等をし、又は制度等の利用をする職員として認識すべき事項
- ア 仕事と妊娠、出産、育児又は介護とを両立していくために必要な場合は、妊娠、出産、育児又は介護に関する制度等の利用ができるという知識を持つこと。
- イ 周囲と円滑なコミュニケーションを図りながら自身の体調や制度等の利用状況等に応じて適切に業務を遂行していくという意識を持つこと。
- 5 パワー・ハラスメントをしないためには、職員が次の各事項について十分認識する必要がある。
- (1) パワー・ハラスメントは、職員や児童生徒に対し精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員や児童生徒の人格若しくは尊厳を害し、又は職員や児童生徒の勤務・学習環境を害することとなるものであることを理解し、互いの人格を尊重し、パワー・ハラスメントを行ってはならないこと。
- (2) 業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示、指導、調整等については、パワー・ハラスメントに該当しないこと。一方、業務指示等の内容が適切であっても、その手段や態様等が適切でないものは、パワー・ハラスメントになり得ること。
- (3) 部下の指導・育成は、上司の役割であること。また、指導に当たっては、相手の性格や能力を十分見極めた上で行うことが求められるとともに、言動の受け止め方は世代や個人によって異なる可能性があることに留意する必要があること。
- (4) 自らの仕事への取組や日頃の振る舞いを顧みながら、他の職員と能動的にコミュニケーションをとることが求められること。
- (5) 職員以外の者に対してもパワー・ハラスメントに類する言動を行ってはならないこと。
- (6) 児童生徒へのパワー・ハラスメントになっていないか、児童生徒の人格や尊厳を大切にしたい指導ができていないかという観点から、職員が日常的に自己点検し、改善に取り組む必要があること。
- 6 部活動の指導者として、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りでありとともに、殴る蹴る等の行為はもちろんのこと、以下のような言動も許されないことを認識すること。
- (1) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課すこと。
- (2) 脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行うこと。
- (3) セクシュアル・ハラスメントと判断される発言や行為を行うこと。（これには該当しなくとも、指導に当たっての身体接触は、社会通念等から見て不必要なものは避け、必要性、適切さに留意することが必要であること。）
- (4) 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするようなこと。）な発言を行うこと。
- (5) 特定の生徒に対してだけ執拗に指導を集中したり、肉体的、精神的負荷を与えること。

別表第3（第4条関係）良好な勤務・学習環境を確保するために認識すべき事項

配慮事項	説明等
学校内のハラスメントについて問題提起する職員、児童生徒をいわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題やその職員の指導方針として片づけないこと。	職場におけるミーティングを活用することなどにより解決することができる問題については問題提起を契機として、良好な勤務・学習環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がけることが必要である。
学校からハラスメントに関する問題の行為者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。具体的には、次の事項について十分注意して必要な行動をとること。 (1) ハラスメントやハラスメントに当たるおそれがある言動が見受けられる場合は、職場の同僚として注意を促すこと。 (2) 被害を受けていることを見聞きした場合には、	ハラスメントを契機として、勤務・学習環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会をとらえて職場の同僚として注意を促すなどの対応をとることが必要である。 被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「学校から問題児扱いされたくない」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないように、気がつ

声をかけて相談に乗ること。	いたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることも大切である。
部活動については、生徒の自主的な活動であることを踏まえ、指導者の個人的な考えや方針により不適切な活動にならないよう十分注意すること。 また、指導者が、意図する、しないにかかわらず、生徒と支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識しながら、日頃から、生徒とのコミュニケーションを密に図りつつ、信頼関係の構築を図ることにより、ハラスメントの防止に心がけることが重要である。	
職場においてハラスメントと思われる言動がある場合には、教育の場にふさわしい環境づくりをする上で、上司等に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。	

別表第4（第4条関係）ハラスメントに起因する問題が生じた場合職員が認識しておくことが望まれる事項

認識事項	説明等
一人で我慢している、あるいは我慢させているのでは問題は解決しないこと。	ハラスメントを我慢、無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということをまず認識することが大切である。
ハラスメントに対する行動をためらわないこと。	被害を深刻にしない、他に被害者をつくらない、さらにはハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく良い勤務・学習環境の形成に重要であるとの考えに立って行動することが求められる。 特に児童生徒が被害者の場合、一人で我慢している状況が起こりやすいので、第三者の積極的な行動が望まれる。
当事者間の認識の相違を解消するためのコミュニケーション	パワー・ハラスメントは、相手に自覚がないことも多く、よかれと思っての言動であることもある。相手に自分の受け止めを伝えたり、相手の真意を確認したりするなど、話し合い、認識の違いを埋めることで事態の深刻化を防ぎ、解決がもたらされることがあることに留意すべきである。

別表第5（第4条関係）ハラスメントに起因する問題が生じた場合職員が取るべき行動

行動	説明等
嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること。	ハラスメントに対しては毅然とした態度をとること。すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要である。直接相手に言いにくい場合は、手紙等の手段をとるという方法も考えられる。
一人で抱え込まずに、相談窓口や信頼できる人に相談すること。	問題を自分一人で抱え込まずに、まず、職場の同僚や知人等身近な信頼できる人に相談することが大切である。各職場内において解決することが困難な場合には、外部の相談機関に相談する方法を考える。 なお、相談するに当たっては、ハラスメントであると考えられる言動が行われた日時、内容等について記録しておくことが望ましい。
ハラスメントを認知した場合は、迅速かつ適切に対応すること。	ハラスメントを認知した場合、職員は、管理職に速やかに報告することが必要である。 報告を受けた管理職は、事実関係の把握に努めるとともに、関係者から事情を聴くなど、適切に対応することが必要である。

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第21号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年6月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

291人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第22号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年6月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

4,844人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第23号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年6月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

2,422人

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第7号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和5年5月2日

宮津市農業委員会

会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和5年5月9日（火） 午前9時30分
- 2 場 所 みやづ歴史の館（宮津市中央公民館） 3階 大会議室
- 3 議 題
 - 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 - 議案第16号 非農地証明交付申請の承認について
 - 議案第17号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について